

小林市生涯学習講座実施要領

1 目的

「自ら学び 仲間と学びあい 人を育む生涯学習」のテーマに沿って、市民一人ひとりが学習活動や地域活動等に喜びを感じ自発的な学習意欲の向上と、生涯にわたり夢と希望をもつことができる人づくりを目指す。また、受講生の立場にたった学習機会・学習情報の提供を進めるとともに、受講生が学習成果を活用し発表できる機会を図る。

2 実施方針

- (1) 講座の実施主体は小林市教育委員会社会教育課とする。
- (2) 講座の対象は、小林市に在住または在勤している者とする。なお、にしもろ定住自立圏共生ビジョンに基づき、西諸県地域に在住する者を対象とする講座を開設する。
- (3) 講座は最低5名以上の受講者を必要とする。ただし、講師と協議の上少人数でも行うことができるればこの限りではない。
- (4) 講座の種類は、年間通して行う通年講座と必要に応じ市民のニーズに応じた単発講座とする。講座の形態としては、メディアを使う動画配信やリアルタイムのオンライン講座等もできるものとする。
- (5) 講座は、受講生の固定化や開設講座の偏りをなくするため、同一講座の開設期間は原則3年とする。ただし、受講者からの希望などが大きい場合はこの限りではない。また、3年経過の講座は自主講座への移行を図るものとする。
- (6) 前号の例外として、3年経過した講座を継続する場合は、講師を交代することが好ましい。
- (7) 毎年度4月は講座準備期間（広報期間）とし、5月以降からの開講を基本とする。
- (8) 講座募集の定員を上回る場合は、講師と協議し、講座の運営に支障が生じる場合は抽選を行う。
- (9) 1回の講座は内容に応じて時間を設定するが、概ね2時間程度とする。
- (10) 講座の講師は、市内の指導者を原則とするが、この限りではない。
- (11) 講座は、各分野のバランスの取れた学習とするため、教養、健康、文化、レクリエーション等の趣味・娯楽的な講座に加えて、郷土の料理、歴史講座や環境問題など地域課題解決や地域づくりを目的とした内容とするとともに、市内の指導者を活用した講座を目指すこととする。

3 講師謝金

小林市が主催する講座等における講師謝金の額に関する基準は下記のとおりとする。ただし、特に専門的な知識や資格を有する方や、講師の特別な判断が必要となる場合は、社会教育課長と協議しその額を決定する。

	講師等の居住地	謝金の額 (1回1人あたり)	備考
1	小林市内	6,200円	
2	えびの市・高原町 (西諸県圏域内)	6,200円	
3	その他の市町村 宮崎市他	9,640円	旅費（バス代往復）を含む。

(注) 上記の講師謝金を支払う場合は、原則として所得税10.21%を差引くものとする。

4 受講料

講座の参加費として、下記の受講料を講座の初日に受講生より徴収する。なお、特別な事情等がある場合はこの限りでない。また、講座内容によっては必要経費として材料代等を別途個人負担金として徴収することができる。

講座開講回数	受講料	備 考
1回	200円	別途材料代を徴収することができる
2回	300円	
3回	400円	
4回	500円	
5回	600円	
6回	700円	
7回	800円	
8回	900円	
9回以上	1,000円	

5 広報

- (1) 講座内容を掲載したチラシを市報のお知らせで全戸配布するとともに小林市ホームページに掲載し、周知広報を行う。
- (2) 必要であれば講座開催前に、市公式LINE等で募集を行う。
- (3) 記録写真を撮影及び広報等に利用するため写真の撮影、使用許可を必ず行う。

6 その他

- (4) 講座の運営（講座設定・講師選定・募集事務・開閉講式等）については、当該講座実施主体が行う。
- (5) 受講者名簿（氏名・住所・電話番号・性別・年齢）については、個人情報保護上の配慮を行うとともに、講座日誌を記入し保存することとする。
- (6) 講師謝金の支払いは、講座終了後にまとめて行うものとする。

7 施行期日

この要領は平成27年4月1日から施行する。

8 附則

平成29年4月より臨時職員賃金単価が変更したことにより謝礼金を改正する。

平成31年4月より臨時職員賃金単価が変更したことにより謝礼金を改正する。

令和元年10月より臨時職員賃金単価が変更したことにより、賃金改定のあった令和元年10月4日より謝礼金を改正する。

令和2年9月1日より目的、実施方針、受講料、広報の一部について改正する。

令和5年4月1日より組織改編に伴い実施主体の変更、広報の一部について改正する。

令和8年4月1日より実施方針、受講料、広報の一部について改正する。